

使用済燃料再処理機構 2020 事業年度 事業計画

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」(以下「法」という。)第48条に基づき、2020 事業年度における使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)の事業計画を次のとおり定める。

2020年3月

使用済燃料再処理機構
理事長 井上 茂

【機構を取り巻く状況】

第5次エネルギー基本計画(2018年7月閣議決定)においては、核燃料サイクルの推進を基本的方針としており、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組み、再処理やプルサーマル等を推進することとしている。また、原子力については、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けられ、2030年度時点の電源構成において原子力発電比率は20～22%程度との見通しが示されている。

こうした中、核燃料サイクルの要である再処理工場及びMOX燃料加工工場については、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)において、それぞれ2021年度上期、2022年度上期のしゅん工に向けて、新規制基準への対応をはじめとする一層の安全性向上に取り組んでいる。また、日本原燃では、安全管理を徹底しつつ、品質保証活動の改善を進め、地域社会から信頼されるよう努めている。

機構は、上記の状況を踏まえ、今後とも安全を最優先に、再処理等を着実かつ適切に実施していくため、2020 事業年度の事業計画を次のとおり策定する。

【2020 事業年度の事業計画】

1. 使用済燃料の再処理等の業務の実施

機構は日本原燃に対し、再処理等の業務の一部を委託している。その日本原燃に対して、業務の実施状況、事業費の積算内容、支出実績等の確認を通じて、再処理等が着実かつ適切に実施されていることを、客観的かつ継続的に確認していく。

また、日本原燃の品質保証活動について確認するとともに、安全を最優先として、取り組みが効果的に機能するよう、発注者の視点から助言・提言等を実施する。

再処理工場及びMOX燃料加工工場については、日本原燃においてしゅん工に向けた工事等が進められているところであるが、その工程の進捗状況の把握等を的確に行い、日本原燃がしゅん工及び安全・安定操業に向けた取り組みを確実に実施していることを確認していく。

加えて、再処理工場のしゅん工時期を踏まえ、再処理を行う使用済燃料の量等に関わる使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について検討を進める。

2. 拠出金の収納等

法第4条第3項の規定により、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、拠出金単価を適切に定める。

法第41条第2号等の規定により、特定実用発電用原子炉設置者から拠出金を適切に収納する。

収納した金銭は、余裕金運用計画に基づき、安全かつ効率的に運用・管理する。

3. その他業務運営に関する重要事項

業務の質の向上に向け、以下のとおり効率的かつ適切な業務運営を図る。また、業務運営にあたっては、立地自治体等との信頼関係に十分配慮する。

(1) 業務の継続的な評価・改善

機構の全ての役職員が、効率的な業務運営の意識を徹底し、業務実施サイクルの継続的な評価・改善を実施することにより、健全かつ効率的な業務遂行を図る。

(2) 内部統制・ガバナンスの強化

役職員の行動規範やコンプライアンスの推進に関する規程等を遵守し、適切な労働時間管理の下、業務を適正に実施するとともに、実施状況の確認・評価・改善を行いながら、さらなる内部統制・ガバナンス強化を図る。

(3) 適切な情報発信

適時、わかりやすい情報発信に努め、業務運営の透明性を確保し、信頼性を高めていく。

(4) 人材の活用

事業の着実かつ効率的な遂行のため、人材を適材適所で活用するとともに、業務を通じて習得した知見・知識を共有することにより、再処理等事業に幅広く対応できる能力の拡充を図る。

(5) 情報セキュリティ対策

役職員の情報セキュリティへの更なる意識向上を図りつつ、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策等のシステムの運用管理を適切に行うとともに、業務情報の管理を適正に行い、情報セキュリティの確保に万全を期す。

以 上